

住民票・印鑑登録証明書の自動交付機が新しくなりました

この度、市役所正面玄関とアステアかさい3階に設置している住民票・印鑑登録証明書の自動交付機を新しく入れ替え、従来の住民票・印鑑証明に加え、下段の記事の通り税証明も自動交付機から取得できるようになりました。便利になった自動交付機をぜひご利用ください。

- 自動交付機手数料／証明書1枚につき250円（窓口300円）※住民票は世帯6～10人は500円、11～14人は750円
- これまでは住民票の現住所に表示していなかった方書（アパート・マンション名等）を表記します。



■市役所設置機

設置場所／市役所1階正面玄関付近
利用日／月曜日～金曜日 7:30～20:00
 土曜日 8:30～17:00
休業日／日曜日、祝日、年末年始

■アステアかさい設置機（写真）

設置場所／アステアかさい3階地域交流センター入口付近
利用日／9:00～19:00 土日祝日も稼働
休業日／年末年始（12月28日～1月4日）



■しみんカード KASAI

自動交付機を利用するには暗証番号を登録した「しみんカード KASAI（印鑑登録証）」が必要です。「しみんカード KASAI」は印鑑登録をされた際に印鑑登録証としてお渡ししています。

【問合せ】 市民課 ☎ 8720

税に関する証明の一部が自動交付機でも取得できます

自動交付機の更新に伴い平成22年2月8日から税に関する証明の一部（所得証明書、課税証明書及び納税証明書【軽自動車の車検用納税証明書を除く】）も自動交付機で取得できるようになりましたのでご利用ください。

なお、軽自動車の車検用納税証明書や固定資産税に係る証明、法人に係る納税証明等については従来同様税務課窓口での交付となります。

自動交付機受付画面
タッチパネル式



■税に関する証明の記載内容等について

証明書名	内容	使用目的
所得証明書	所得の種類及び金額、控除の種類及び金額を表示	年金、扶養関係、保証人、金融機関への提出など
課税証明書	所得や控除の種類及び金額と市県民税の金額を表示（非課税の方は非課税証明書となります）	奨学金、市営住宅等、児童手当、特定疾患、ビザ関係など
納税証明書	市・県民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税の年税額、納付済額、未納額及び納期到来未納額を表示。 （未納額には、納期未到来額も含まれます） ※軽自動車の車検用納税証明書は発行できませんので、税務課窓口までお越しください。	市営住宅等、ビザ関係、金融機関への提出など

【利用上の注意事項】

- 「しみんカード KASAI」に、自動交付機用の暗証番号を登録している方がご利用になれます。暗証番号については住民票交付用の暗証番号と同一です。
- 課税資料等のない方は、ボタンが押せない場合がありますので、その際は税務課窓口までお越しください。
- 画面に表示される必要な年度とは、例えば、平成21年度とは「平成20年中の所得」に関する証明です。

【問合せ】 税務課税制担当 ☎ 8712

市税の納税通知書、納付書及び固定資産税課税明細書の様式変更について

加西市では、22年度から市税の納付書や各種帳票の様式を大きく変更します。

軽自動車税を除く全税目について、1期目は納税通知書と横長3連の納付書を封筒に入れて送付。2期目以降及び軽自動車税の納付書・督促状については、ハガキ（圧着式）で送付します。

これによって、納付書送付にかかるコストの圧縮が実現でき、また、4月以降送付する納付書にはバーコードが記載されコンビニエンスストアでの納付も可能となります。

■変更例／固定資産税1期納付書



■変更例／固定資産税課税明細書

平成22年度 固定資産税・都市計画税課税明細書(土地・家屋)		通知書番号 0000123456	
種別	課税項目	課税標準 (円)	課税額 (円)
土地	宅地	1,234,567	234,567
家屋	住宅	234,567	46,913
合計		1,469,134	281,480

特に、4月中旬に送付する固定資産税については、納税通知書と納付書の様式だけではなく、課税明細書の様式も変わります。21年度までは、ハガキサイズの封筒で横長4連の納付書と納税通知書兼課税明細書を送っていましたが、22年度からは、窓あき定形封筒に「納税通知書、全期分と1期分の納付書、課税明細書」を同封して送付します。

なお、口座振替の方には納付書は送付しません。

■固定資産課税台帳の縦覧・閲覧について

市で課税している土地・家屋の評価額などを記載した帳簿を縦覧・閲覧することができます。

■縦覧

縦覧できる方／固定資産税の納税者本人または代理人（納税者本人と同居されていない方は、納税者本人の委任状が必要）

縦覧期間／4月1日（木）～30日（金）（土日・祝日を除く、平日 8:30～17:15）

縦覧方法の変更／コンピューターシステムの変更によって、従来の帳簿による縦覧からコンピューター縦覧となります。操作方法等については税務課職員におたずね下さい。

■閲覧

閲覧できる方／固定資産税の納税者本人、借地人・借家人（借地、借家人については、賃貸契約書等の権利の資格を証明できる書類が必要）又は代理人（納税者本人と同居されていない方については、納税者本人の委任状が必要）

閲覧期間／4月1日（木）～平成23年3月31日（木）（土日・祝日を除く、平日 8:30～17:15）

■縦覧及び閲覧場所／税務課資産税担当（市役所2階）

■固定資産税の評価額に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申し出が出来ます。

対象者／固定資産税の納税者又は代理人

期間／納税通知書を受取った日の翌日から60日以内

申出方法／審査申出書を固定資産評価審査委員会に提出

問合せ／加西市固定資産評価審査委員会事務局（市役所3階総務課内） ☎ 8702



■「口座前納希望はがき」の廃止について

広報かさい2月号でお知らせしたとおり、従来4月上旬に送付していましたが「口座前納希望はがき」を廃止します。前納を希望される方は、3月31日（水）までに税務課固定資産税担当までご連絡下さい。ご連絡のない場合は、年4回の期別ごとの納付となります。（ただし、従来「継続的に前納」の届出のある方はその必要はありません）

【問合せ】 税務課資産税担当 ☎ 8713